# 事業計画(素案)の課題整理に係るグループ編成

### 敬称略

グ ル - プ 名	担当節	取りまとめ	グループ構成員
Α	第1節 干潟・浅海域	清野 聡子	本木 次夫
	第2節 生態系・鳥類		後藤隆
	第4節 水・底質環境		佐野 郷美
В	第3節 漁業	工藤 盛徳	大野 一敏
Ь			竹川 未喜男
С	第5節 海と陸との連続性・護岸	川口 勲	矢内 栄二
	第6節 三番瀬を活かしたまちづくり		村木 美貴
	第7節 海や浜辺の利用		歌代 素克
			岡本 孝夫
			佐藤 フジエ
D	第8節 環境学習・教育	吉田 正人	蓮尾 純子
	第9節 維持・管理		米谷 徳子
	第 11 節 広報		
Е	第 10 節 再生・保全・利用のための	倉阪 秀史	細川 恭史
	制度及びラムサール条約への		木村 幸雄
	登録促進		
	第 12 節 東京湾の再生につながる		
	広域的な取組		

### <u>グループ名 Cグループ 5、6、7節</u>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意 見の一致状況
5 節	全体	タイトル「海と陸と の連続性・護岸」	次のとおり修正する 「市川塩浜護岸改修事業と湿地再生事業」	
	施策の体系 図		1 節との重複を避け次のとおり修正する 安全かつ生態系に配慮した護岸事業 市川塩浜護岸改修事業 護岸の陸側における湿地再生事業 業 1	
	1 市川塩浜護岸改修	老朽化が著しい 2 丁目地先のうち、約 900m間を先行させ、 平成 22 年度ころの 完成を目指る区間を は、残るには は、5 か年区間 を は、5 か年 は は、4 で に が は、5 が は、3 が は、4 で は が は、5 が は、4 は り り り り り り り り り り り り り り り り よ り よ	に確保することが必要です。 2丁目護岸の改修に5年を要し、3丁目については5か年経過後にやっと着手するとの努力目標、同じく危険な状態である1丁目について、事業計画に議題にすらのぼらないのはいかなる理由であろうか。緊急・早期着手事業が5年も10年もかかる事は許されない行為であると考えます。 海岸保全区域の指定が無いのであれば指定区域に早急にすべ	

は、内陸の行徳湿地における湿地再生、三番瀬への開
事、市川市所有地における湿地再生と直接関係する場
こと、又、貴重な干潟として保全すべき海域を囲む位
あり、環境基礎調査において、護岸改修工事による生
影響が危惧されていることから、再生会議の基本計画
<b>追加された「順応的管理」とそのための「モニタリン</b>
こ重視されている場所です。又改修工事の検討におい
もあり、被害が発生した 1 丁目護岸との比較で、前面
浅海域により沖合いからの波・潮流の弱い2丁目につ
基本断面に自然素材を取り入れる工夫とか変化のある
型護岸についての要望や新しい沿岸防災のあり方につ
付も提起されました。
目護岸はさらに円卓会議以降、保全海域に接するゾー
D役割が求められ、又緊急な危険性も無く、京葉線を
る基盤の前面にあり、波高も一段と低いことは明らか
Dため、3 丁目の護岸改修は2 丁目と同じ工事発想で、
連続的に実施するのではなく、上記の点を考慮して、
から、中期にまわして調査・検討をすることになった
パブリックコメントの 9 割近くが、三番瀬再生の目標
こある「生態系の保全」の場所として「猫実川河口域
」と、その象徴的な「カキ礁生態系」を保全を求めた
こ す 暴 退 は も 沙 基 型 言 目 ク そ ク

	1	,	
		今回の事業計画素案は以上の経緯を尊重しているように思えな	
		いのです。その原因は実施計画の後追いになっているためでも	
		あります。	
	事業内容について	<護岸の整備>	
		・6行目に次の文章を挿入する。	
		「この工事は、三番瀬再生事業の第一歩として恒久的な自然共	
		生型護岸を志向するものであり、途中工事の見直し、追加など、	
		順応的に進めることから工期目標もある程度弾力的に対応すべ	
		きです。その場合のリスク管理と防災対策はあらかじめ計画に	
		組み込む必要があります。」	
		・7~8行目の文章を次のように修正する。	
		「なお、残る区間については、第一次事業期間内における三番	
		瀬環境調査の総合的解析を踏まえ、陸域・海域両サイドからの	
		連続性の回復を実現するため、諸施策の推進と並行させ着手す	
		るよう努めます。」	
		│ │<モニタリング調査>	
		・3行目に次の文章を追加する。	
		「このモニタリング調査は護岸改修工事に係わるものだけでな」	
		このセニブラブブ調査は設定以際工事にほわるものだけでは	
		調査と連携したモニタリングが必要です。そのため、三番瀬再	
		生会議の環境評価委員会の役割が期待されます。」	

 1	1		
		<順応的管理>	
		・ 4行目に次の文章を挿入する。	
		「有効な順応的管理が機能するためには事業実施者の管理だけ	
		にまかせるのではなく、環境評価委員会もその決定に参加でき	
		るよう決めておく必要があります。」	
2 自然再	5 か年の目標 自然	1節1事業の干潟化の試験と切り離せない事業であるが、5か年	
生(湿地再	再生(湿地再生)に	の目標が調査の実施とは、再生に向けて気の遠くなるような話	
生)事業	向けた調査の実施	である。	
		調査結果は誰によって判断が下されるのか。実験的事業 モニ	
		タリングによる結果判断との手順も必要と考えます。調査で終	
		わってしまうことの危惧を感じます。市民参加も含めまちづく	
		りの目標を定めることやルール造り、交通手段等を含め検討す	
		る為の研究会が必要	
		中期的事業として位置づけられているが、湿地復元、自然再生	
		の実現を図るためには、湿地復元、自然再生の場、実験の場の	
		検討を早急に進めておく必要がある。「湿地の復元など自然再生	
		の実現を図るため、自然再生の事例収集、課題整理、目指す環	
		境、『湿地復元、自然再生の場、実験の場』等の検討を」の『』	
		を追加する。	
		「『これらの』検討結果を踏まえて、市川市塩浜護岸部におい	
		て <u>『は』</u> 、規模・構造・再生可能な湿地・・」の <u>『 』を追加。</u>	

F		<del>,</del>	
	事業全体についての	1 事業名の「自然再生」はあまりにも非科学的だと思う。	
	意見	(  )内の「湿地再生」程度に限定してほしい。事業計画書	
		の中にある「自然再生」の言葉を見直し、どうしても「自然」	
		を使うのであれば「再生」でなく「回復」とすべきである。	
		2 護岸の事業計画との見合いで、湿地再生も進行することが	
		「連続性の回復」の条件になると思う。	
		事業内容の説明では、前段における課題の検討と湿地計画の具	
		体化、方法論の検討、関係機関や他の関連事業との調整だけで	
		も容易でないように書かれている。一方、遅滞なく護岸工事と	
		いうのでは如何なものか、市川市と県の基本的方針が不透明で	
		ある。	
		護岸背後の再生計画について5か年かけて着手の段階に達しな	
		い場合、護岸・防災を含め対策を検討しておくべきである。	
	事業名の修正	「自然再生(湿地再生)事業」を「湿地再生事業」に修正した	
		方がよい。	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意
				見の一致状況
6 節	第6節全体		「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を再生会議として早	
			急に発足させてはどうか。	
		4.習志野側では~	「谷津干潟を関連の湿地と位置づけ ,都市と自然が共生した	
			まちづくり」はどのような意味なのか分からない.前浜干潟	
			である三番瀬と潟湖干潟である谷津干潟では特性が異なり、	
			ひとくくりで扱えるものではない.	
			【第1次計画の目標】も書かれていないので、方向性のみは	
			書いておく必要がある。	
			例えば、「千葉県は『千葉県三番瀬再生計画(基本計画)』を	
			作成し、三番瀬の再生に取り組むことにしました。三番瀬の	
			再生は、市や住民、地権者、NPO等と協力・連携した『三	
			番瀬を活かしたまちづくり』が不可欠です。県の三番瀬再生	
			への考え方、取り組みを説明しながら理解を得るよう努力す	
			ると同時に、『海を活かしたまちづくり』の事例収集を開始	
			します。」等の文章を入れる。	
			第6節では、個別の事業についての記述ができないのである	
			なら、「これこれの努力をし、これこれの条件が整ったらこ	
			れこれの事業を検討する。」といった旨の方針記述でもよい	
			ので、必要。	
			ここで言う「景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちづく	

	り」とはそもそも何を目指しているのか、漠然としている。	
	ハード事業を規定する建物づくりのためのルールを目指し	
	ているのか、またはコミュニティづくりを中心としたやわら	
	かい「まちづくり」なのか。前者であれば、貴重な自然資源	
	をより活かすための後背地全体のためのまちづくりルール	
	が必要となる。	
	海と同じくして陸地も行政界を超えてつながる。そもそも	
	どのような景観が三番瀬の周辺にふさわしいのか、色・形・	
	海の見え方を中心とした景観、及び後背地とのかかわりをま	
	ずは明確にすべきであり、そのためには、全体ルールの確立	
	が不可欠である。	
	その上で、地域、主体間の連携による個別計画、事業計画	
	の立案になるのではないか。	
	実現には、主体間調整が大きな意味をもち、それ自体を誰	
	が行うのかがいちばん重要だと考える。三番瀬全体としての	
	マネージメントを誰が行うのか、その位置づけを明確にすべ	
	きと考える。	
	後背地の現状は、直立護岸や高架鉄道によるまちの分断だけ	
	ではなく、交通渋滞、埋立計画に沿って既に造られた地域、	
	道路等の基盤がある。こうした問題点も含めて位置づけ、考	
	えていくことが望まれる。	

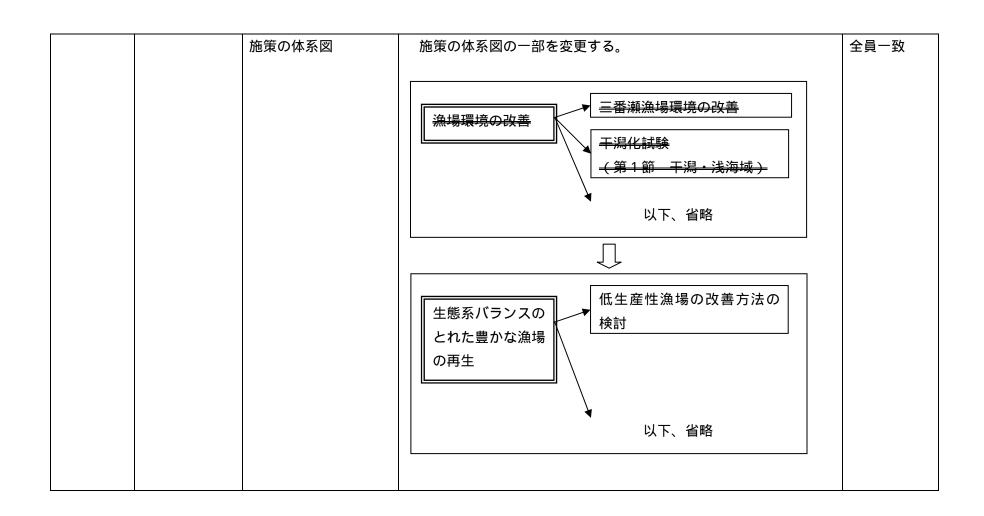
	谷津干潟側や浦安日の出地区には、三井パークシティやマリナイースト21などの高層住宅がすぐそばに迫っていて、自然空間を圧迫しているので(臨海部再開発による東京湾沿岸部のマンハッタン化?は直立護岸に代わって高層マンションが海を隔てる様相になって来ているので)建造物を造る際には、海側から低層~中層~高層と景観上、好ましい都市計画が必要。	
事業計画が記述されな	第5節の場合でも、市川市との関係で、事業計画の見通しに	
かったことについての	ついて足踏みをしているように思われた。	
意見	本節では一層関係市との調整力が弱くなり、事業計画の記述	
	を避けたのではと疑われる。	
	国が関連施策について円卓会議の結論を尊重したように、県	
	は「計画案」と再生会議を梃子として指導・調整を果たすべ	
	きと思う。三番瀬を海から見て連続した理念で、まちづくり	
	をする分野は県の指導力にまたねばならないと思う。	
	なぜ、第一次事業計画がないのか説明を求めたい。	

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意
				見の一致状況
7 節		「第7節 海や浜辺の利用」の	「海や浜辺の利用」を「海や浜辺の利用のルールづ	
		表題修正	くり」と修正する。	
		【第一次事業計画の目標】の修	表題の下から4行目~7行目までを削除する。	
		正		
		【施策の体系図】の修正	次のとおり修正する。	
			海や浜辺の利用のル   ルールづくりの取組	
			一ルづくり	
			人が海と親しめる場 関連:第1・5・1	
			八が海と続しのる場	
		節全体について	「住民参加」という言葉が出てくるが、「住民」は限ら	
			れた主体となるので、「市民参加」という」言葉のほ	
			うがふさわしいのではないか。	
		節全体について	「三番瀬を活かしたまちづくり研究会」を発足させ、	
			人が海と親しめる三番瀬を再生し、次世代へと継ぐ。	
	ルール作り	全体	使い方についての協議だけではなく、多くの市民が	
	の取り組み		三番瀬に集い、海に触れ合うことにより、結果とし	
	事業		て生じる可能性のある交通渋滞等の波及事項につい	
			て、駐車場対策、交通対策も含め、ルールづくりと	
			計画を考えることが課題と思われる。	

### Bグループ

担当委員:工藤盛徳、大野一敏、竹川未喜男

	1	T		T
節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	一致状況
第3節		第1次事業計画の目標	第1次事業計画の目標を以下に変更する。	全員一致
漁業				
			三番瀬の生態系や水・底質環境に係る他節の諸事業との関連に留意	
			しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生、漁業の振興によ	
			る水質浄化機能の向上、後継者の育成、地産地消の需給システム構築	
			を図ることにより、安定した生産と収入の得られる漁業の実現を目指	
			します。	
				多数意見
			動の停滞によって生産性の低下した漁場の改善方法を検討するとと	
			み、併せてノリ、アサリに関する調査・研究等を進めます。	
			この目標を達成するため、第1次事業計画期間においては、まず東	少数意見
			京湾・三番瀬の漁場の生産性低下に関しては、三番瀬の現況と、最新	
			の科学的知見による流動の停滞などの要因の究明と、それに基づく総	
			合的な漁場の改善方法について検討を進めます。またその検討結果を	
			踏まえ、実施中のアオサ対策、藻場の造成試験等の取り組み、併せて	
			<u>ノリ、アサリに関する調査・研究についても、その目的と実効性の追</u>	
			<u>求を基本として取り組みます。</u>	



	計画事業	1 三番瀬漁場環境の 改善	事業名を「低生産性漁場の改善方法の検討」に変更	全員一致
(附帯意見	)			全員一致
漁業の節	に位置づけた計画	事業の実施に当たっては、	三番瀬漁場再生検討委員会での十分な審議を踏まえ、他節との関連に	
留意しつつ	遺漏のないよう	取り組むこと。		

# A グループ 第1節、第2節、第4節への意見(第14回再生会議、平成18年7月23日)

メンバー:清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

#### <第1節 干潟・浅海域>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第1節	干潟・浅海域	1 . 第 1 節のタイトル ( 1 )「第 1 節 干潟・浅海域」のタイ トルの修正	<u>「多様な海域環境の保全と復元」</u> に変 更	
		2 【第1次事業計画の目標】(P6) (1)1行目 「三番瀬の多様な・・・ ためには、」以下	(1)「・・・ためには、 <u>『現在残る干潟</u> <u>的環境を保全しつつ、河川からの』</u> の土砂 供給の回復や、汽水的環境の創出等	
			<u>『による海と陸をつなげた』</u> 干潟・浅海 域の再生を図ることが重要です。」	
			「そのため、内陸性湿地として、行徳湿 地整備や漁業者との連携によるも場造成も 試験します。」を追加。	
		The state of the s	(2) 「このため、 <u>『淡水導入および</u> <u>土砂供給方法の課題整理・検討を開始します。』</u> を 追加。	全員一致
		「干潟化」を『干潟的環境(干出域等) 形成』に修正	また、干潟的環境(干出域等)形成)』に 関する試験や淡水導入に関する試験 を、・・・・・」の <u>『』</u> を追加、修正。	全員一致
		「藻場の『調査研究』」の追加	「藻場の <u>『調査研究や』</u> 造成試験」追加	全員一致

第 1 節	干潟・浅海域	3.【施策の体系図】(P7) (1)左枠の統合 土砂供給の回復  汽水的な環境の創出  (2) 右枠の修正 干潟化(干出域の形成)の試験 の文言の修正	<ul> <li>(1)</li> <li>2つを統合して1つにする</li> <li>多様な環境の復元</li> <li>(2)</li> <li>干潟化(干出域の形成)の試験の文言の修正</li> </ul>	全員一致
		修正文言案 A	<u>土砂供給回復(土砂供給により</u> <u>干出域を形成させる)の試験</u>	
		B C	河川・埋立地での干潟化の試験 干潟的環境(干出域等)形成の <u>剣討・試験</u>	全員一致
		右枠の修正 <u>淡水導入の試験</u> の文言修正	(2) 淡水導入の検討・試験	全員一致
		矢印の追加	土砂供給の回復 下潟化・・・ 汽水的環境の創出 淡水導入の試験	全員一致
		* この修正に伴い、関連する計画事業名、 5 カ年の目標、節、文章内の文言もこれに伴い修正	* この修正に伴い、関連する計画事業名、 5 カ年の目標、節、文章内の文言もこれ に伴い修正	

第1節	干潟浅海域	4 .【計画事業】(P8) (1)1.干潟化(干出域の形成)の試		
		(「)「・十為化(十山域のがル)の試   験		
		1 行目~6 行目の文章の修正	「三番瀬は埋立ての結果、干潟の浅海域	
		「三番瀬では・・・」部分	化が進みましたが、なお船橋海浜公園の沖	
			側、江戸川河口域、塩浜2・3丁目、日の	
			出地先の沿岸域に残され、発達している貴 軍な干潟・浅海域は保全しなければなりま	
			<u> </u>	
			土砂の供給及び試験的な干出域の創出に	
			ついては、その上に立って、生態系と底質	
			をこわさぬよう、計画案、基本計画で合意 された市川市所有地沿岸域、猫実川、行徳	
			湿地などで慎重に取り組むことが重要で	
			<u>す。」</u>	
		   1 行目 ~ の文章の修正	│ │ 「三番瀬は埋立てにより干潟が減少、潮	
		「三番瀬では・・・・」部分	流が変化し、悪化が進みました。」に修正	
		   3 行目の文章修正・挿入	「獣後の押立てか初主ルリ前の二来海に	
		51]日の文草修正・挿八   「また、・・・・・」部分	│ <u>「戦後の埋立てや都市化以前の三番瀬に</u> │近づけるため、」に修正・挿入	
		Street 1 Heys	<u>221707000</u> 1018H 1470	
		3 行目~の文章に挿入   「また、・・・・・」部分	「また、三番瀬への・・・『現在残る干潟	全員一致
		また、・・・・・」部分	<u>的環境は保全しつつ、緩やかな』</u> 土砂供給     を『河川等から自然な流入あるいは』人為	
			的に行う等して・・・」の <u>『</u> 部分を追	
			加。	

第1節	干潟·浅海域			
		(1)1.干潟化(干出域の形成)の試験		
		一	「このため、『三番瀬への土砂供給方法の	全員一致
			課題整理、検討を開始します。その際、干	
		章の追加、挿入、修正	<u>潟的環境は河川等からの土砂流入や波・流</u> れ等による土砂移動によって自然に形成さ	
			れてきたことを踏まえ、河川・堰・水路等	
			複数のルートについて検討します。』を追	
			加、修正。	
		7行目~文章の修正 	「『また、緩やかな人為的な土砂供給による 「一つでは、一つでは、 「では、これでは、 「では、これでは、 「では、これでは、これでは、 「では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	全員一致
			現況の把握・・・・・・。」	
			に修正。	
		9 行目の「工法」を「方法」に修正	「工法」を <u>『方法』</u> に修正	全員一致
		8 行目の部分の修正  「目指す環境、・・・・・」以下	│ 「目指す環境、 <u>『旧江戸川からの土砂供給</u> │のルートや規模を検討します。』」に修正	
		10行目の部分の追加	「三番瀬の生態系 <u>『や漁場環境』</u> 等への」 を追加	全員一致
			(在)2011	

第1節	干潟・浅海域	4 .【計画事業】(P8) (2)「2.淡水導入の試験」) 「1.淡水導入の試験」の事業名の修正	「1.淡水導入の試験」を <u>『淡水導入の</u> <u>検討・試験』</u> に修正。	全員一致
		1 行目 ~ の文章の修正 「三番瀬に・・・・・」の文言修正	「単調化」を「悪化」に修正	
		8 行目~の文章に追加 「江戸川放水路からの淡水導入」を明 記すべき。	「特に、江戸川放水路からの淡水導入あるいは土砂供給については、新しい利根川治水計画策定の時期でもあり、漁業者や堰、水利権との調整をしながら、実現に向け早急に検討を開始します。」を追加。	
		8 行目の文章に追加 「猫実川からの淡水導入」	「また、猫実川からの淡水導入について 河岸の湿地化のあわせ具体的検討を行いま す。」を追加。	
		8 行目の文章に追加 「見明川、境川からの淡水導入」	「さらに、見明川、境川からの淡水導入 について検討を行います。」 を追加。	
		9 行目の文章を修正	「漁業等への」を「 <u>漁場環境等への</u> 」に 修正	全員一致
		9 行目の文章に追加	「事前の影響 <u>『や効果の』</u> 予測」を追加	全員一致

第1節 干潟・浅海域	(3)全体的意見から <モニタリング調査>を明記する	第5節の「1.市川塩浜護岸改修事業」 の記述の仕方に変える。	全員一致

## グループ 第1節、第2節、第4節への意見とりまとめ(第14回再生会議、平成18年7月23日)

メンバー:清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

#### <第2節 生態系・鳥類>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第2節	生態系・鳥類	1.「第2節 生態系・鳥類」(P10) (1)タイトルの修正	「 <u>第2節 後背湿地の再生と三番瀬の自然</u> 環境調査」に修正	
		2 【第1次事業計画の目標】(P10) (1)9行目の文章に挿入 「・・・実施します。」の後に、文章を 挿入。	<u> </u>	全員一致
		3 .【施策の体系】(P11) (1) 左枠 <u>多様な環境の復元</u> を削除 それに伴い、右枠 <u>干潟化の試験(・・・)</u> を削除 淡水導入の試験(・・・) を削除	(1)         左枠       多様な環境の復元       を削除         右枠       干潟化の試験(・・・)       を削除         淡水導入の試験(・・・)       を削除	

第2節	生態系・鳥類	4 .【計画事業】(P12~P13) (1)「2.三番瀬自然環境調査事業」 文章の最後に追加	(1)「この調査が、三番瀬再生事業の中で中核的役割をもつものであり、各種調査主体による調査、モニタリング活動を統括する事業です。したがって、県・再生会議との有機的、機動的な対応に努めることとする。」を追加記述。	
		(2)計画事業の追加	(2)追加計画事業 <u>3.三番瀬再生生物調査事業</u> <u>(緊急・早期着手事業)</u> <u>5カ年の目標:三番瀬の再生における当</u> 面の目標生物の選定と再生のための調 査・検討	全員一致
			三番瀬の再生における当面の目標を明確にするため、復活させる目標生物種を選定し、生活史や生息環境条件等、再生のための情報や事例収集、調査、検討を行います。 1)目標生物調査 ・三番瀬において希少になった生物	
			種(動・植物)等の選定 ・目標生物の生活史と生態系の中で の位置づけ 2)目標生物の生息環境条件及び再生の ための調査・検討 ・目標生物を復活させるための生息 環境条件や再生のための情報・事	
		*追加できない場合は、他の調査に吸収。 追加する場合は【施策の系】にも追加。	現現宗行で再主のための情報・事例収集・調査・検討 ・生物と環境の関係を、具体的な対策につながるよう整理	

第2節	生態系・鳥類	(3)数値目標を掲げる	(3)数値目標をあげる	
			例)スズガモ <u>万羽</u>	
			アサリ <u>トン</u>	
			ノリ <u>帖 、など</u>	

#### グループ 第1節、第2節、第4節への意見とりまとめ(第14回再生会議、平成18年7月23日)

メンバー:清野委員、本木委員、佐野委員、後藤委員

#### <第4節 水・底質環境>

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	
第 4 節	水・底質環境	「第4節 水・底質環境」(P21) 1.「第4節 水・底質環境」 (1)タイトルの変更	(1)第4節 <u>海老川流域の水循環系の再生と河川及び東京湾の水質改善</u> 」へタイトルを変更	
		2.【第1次事業計画の目標】(P21) (1)全体的な記述について 三番瀬再生の位置づけ、再生への寄与 や効果に寄与する事業計画に 寄与効果を数値的に	本来三番瀬再生に位置づけられた事業計画なのであるから、三番瀬への寄与や効果を整理して、その上で三番瀬再生に大きく寄与するものを選び、その寄与効果をできるだけ数値的に示した上で事業を示すべき。	全員一致
		5 年後の三番瀬とその周辺の姿、目標 の記述	5 年後には三番瀬とその周辺水辺ではどこがどうよくなり、どのような姿になるのか、を目標として記述してほしい。	全員一致
		他の目標に配慮、連携の取れた計画であるべき。特に、『第 5 節 海と陸との連続性」、「第 8 節 環境学習などの応援になる記述に		全員一致

第4節	水・底質環境	2 .【第1次事業計画の目標】(P21) (2) 文章の2行目の後 「生物多様性・・・・・重要です。」の後 に挿入。	『また、水循環の健全化のため、流入河川、湿地の再生、湧水の保全など、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻す必要があります。」を追加。	全員一致
		3 行目~6 行目を削除 「このため、・・・取り組みます。」削除 「また、多様な・・実施します。」削除	第1節、第2節との記述の重複をさける ため、3行目~6行目を削除	
		5~6 行目の文章の修正 「また、多様な塩分濃度・・・・実施し ます。」の文章の修正	「また、多様な塩分濃度の汽水域の復活、 干出域の拡大を図るため、 <u>旧江戸川からの</u> <u>淡水導入及び土砂供給</u> の試験を実施しま す。」	
		「また、多様な塩分濃度の・・・。」の 文章の後に追加。	『さらに、水循環の再生のため、流入河川の近自然化や湿地の再生、湧水の保全を通して、自然の水質浄化機能の向上を図る他、モデルケースとして三番瀬周辺の小河川の復活を検討し試験を行います。』を追加。	全員一致
		7~8 行目の文章の修正 「そして、河川及び東京湾・・・・・・ 継続して実施します。」の文章に挿入。	「そして、河川及び東京湾の水質改善や 赤潮・青潮の発生抑制を抑えるため、生活 雑 排 水 対 策 等 を 今 以 上 に 強 力 に 実 施 し、・・・・実施します。」下線部分挿入。	全員一致
		8行目の文章の修正 「そして、・・・生活排水対策や・・」以 下の修正	「生活廃水対策や産業排水対策等を実施 する他、高度処理水の河川への還元導水事 業や中水利用の実現可能性の検討を更に積 極的に行い、流入する汚濁負荷量・・」に	全員一致

第4節	水・底質環境		修正。 なお、高度処理水の利活用には課題が多いため、安易な推進ではなく、水質性状、環境の改善や影響、利用の社会的コスト、エネルギー、水関係の制度を具体的に検討して、自然の仕組みに沿った水循環の再生を目指します。	
		文章の最後に追加	『また、これまで県が行い継続していく 事業については、三番瀬の再生に寄与する 視点で検討・充実させていきます。』を追加。	全員一致
		3.【施策の体系図】(P22) (1)体系図の整理 右枠の削除 行徳湿地整備事業・・・・ 自然再生(湿地再生)事業 を削除		
		左枠の削除 汽水域の復活、干出域の拡大 を削除 それに伴い、右枠の削除 干潟化の試験(・・・) も削除 淡水導入の試験(・・・) も削除	汽水域の復活、干出域の拡大       を削除         干潟化の試験(・・・)       も削除         淡水導入の試験(・・・)       も削除	
		右枠の文言の修正 海老川流域水循環系の再生 の修正 *これに伴い事業名も変更に	海老川流域の自然な水循環の再生(・・ <u>)</u> に修正	全員一致
		右枠の文言の修正 合併処理浄化槽の普及 の修正	合併処理浄化槽のさらなる普及 に修正	全員一致

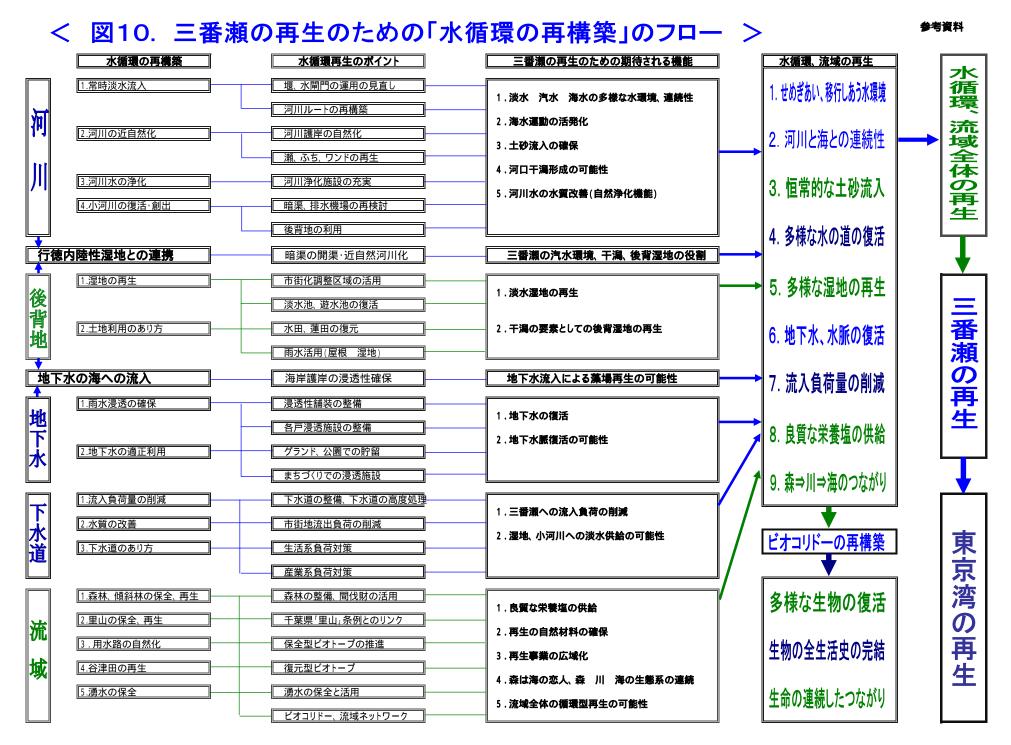
A. A	1. <del></del>			T 1
第4節	水・底質環境	4.【計画事業】(P23~P25) (1)全体 生活排水、産業排水により三番瀬海域 が悪化。汚染のメカニズムを調査し、 原因を断つ必要(事業計画 2-1、2-2, 2-3、3に関連) *関連機関、市町村との議論の調整も再生会 議の中で見えるよう報告されたい。	「汚染のメカニズムの調査、原因を断つ」 という内容を明記すべき。	全員一致
		各事業の5年計画の中での役割、各事業の達成目標を数値的に示す。数値化できないものは、目安を示す。	5 カ年の達成イメージ、数値目標、目安 を示すべき。	全員一致
		4.【計画事業】(P23~P25) (2)「1海老川流域水循環系の再生(湧水の保全と再生)」P23		
		事業名の変更	「海老川流域の自然な水循環の再生(湧 水の保全と再生)」に修正	全員一致
		「5カ年の目標:」の修正	「海老川流域の湧水の保全と再生のため、 樹林地の保全と再生を図りつつ、残された 湧水源を保全し、まちづくりの様々な場面 での雨水浸透対策を促進」下線部分を挿入	全員一致
		文章4行目の後に追加 「海老川流域では・・・・必要があり ます。」の後に追加	『このため、斜面林、谷津田、遊水池などの地形全体を保全・再生し、河川と面的につなげることにより、貯水、浸透、自然浄化、治水機能を高めていくことが重要です。』を追加。	全員一致

第4節	水・底質環境			
(5 4 E)	小、低貝塚児	4 .【計画事業】(P23~P25) (2)「1海老川流域水循環系の再生(湧 水の保全と再生)」P23		
		文章 5 行目 ~ の文章の挿入 「この海老川・・・・」の文章に挿入	「この海老川流域・・・・創出するため、 まず既存の樹林地の保全を進めながら、雨 水浸透施設の設置・・・・図ります。」の 下線部分の挿入。	全員一致
		文章 5 行目~の文章の修正 「この海老川・・・・」の文章の修正	「この海老川流域・・・・創出するため、 内陸部の緑地保全に係る事業の取組みを更 に強化するとともに、雨水浸透施設の設 置・・・・図ります。」の下線部分の挿入。	全員一致
		文章 5 行目~の文章の修正 「この海老川・・・・」の文章の修正	「また、下水高度処理水の河川への還元 導水事業を推進し、平常時流量の確保を図 ります。」の下線部分の追加	
		(3 5 2 河川及び東京湾へ流入するCOD、窒素、りんの付加量の削減」 数値目標を入れるべき。	数値目標を入れる。	全員一致
		(4)「2-(2)産業排水対策」(P24) 最後に以下の文章を追加	「また、排水量の多い事業場については、 汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負 荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組 みを検討します。」を追加。	全員一致
		(5)「2-(3)流域県民に対する啓発」 (P24) 「河川及び東京湾・・・・・・必	「また、汚濁負荷量の多くが生活排水に	全員一致

第4節	水・底質環境	要があります。」の後に追加。	起因していることから、自分で使う水の由来や、排水の行方、陸の水利用と海との関係性を、三番瀬の流入河川の流域県民に知ってもらうためのマップ等の作成を行います。」を追加。	
		4 .【計画事業】(P23~P25) (6)「3 江戸川左岸流域下水道事業」 (P24) 5カ年の目標:の修正	「江戸川左岸流域下水道の処理人口の適	
		「江戸川左岸流域下水道の・・・」の修正 「江戸川左岸流域下水道の・・・」の修正正 最初に以下の文章を追加	正化と普及の更なる向上」に修正 「『下水の処理はできる限り、発生源近く で処理することが望ましいという考えを基	
		最後に以下の文章を追加。	本にしながら、』河川及び東京湾へ流入する・・・・・。」を頭に追加。  『さらに、三番瀬周辺の処理場における 洪水・増水時の塩素処理の問題は、三番瀬 や漁業にも影響を与えることから三番瀬周	
			辺の処理場における塩素処理にかわる技術 や方法の検討も行います。』 を追加。	

** * **		ノストリニ事業の治力		
第4節	水・底質環境	(7)計画事業の追加		
		事業名:「真間川流域水循環系の再生	「事業名:「真間川流域水循環系の再生( 湧	
		(湧水の保全と再生)」を追加	水の保全と再生 )」	
			「5ヵ年の目標:真間川流域の湧水の保全	
			と再生のため、樹林地の保全と再生を図り	
			つつ、残された湧水源を保全し、まちづく	
			リの様々な場面での雨水浸透対策を促進」	
			「真間川流域では急激な都市化の進展によ	
			り、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系の変化	
			などの問題が発生しているため、三番瀬に	
			流入する真間川の健全な水循環系の再生を	
			図る必要があります。	
			この真間川流域の清らかで豊かな流れを	
			創出するため、まず既存の樹林地の保全を	
			進めながら、雨水浸透施設の設置を奨励す	
			るパンフレットの配布や建築・排水確認申	
			請時における官民一体となった設置指導を	
			行い、流域住民の啓発に努め、雨水浸透対	
			<u>1100、 流域区代の日発に分の、 内が及過数</u>   策の促進を図ります。」	
			次の促進を囚りより。]	
		   事業名:「三番瀬周辺の小河川再生の検	   「事業名:三番瀬周辺の小河川再生の検	全員一致
		新・試験」を追加。	<u>事業日・二番傾向返のが内が得至の機</u>   討・試験」	工只 圦
		ロリーログ例をリーを1年10日。	<u>  -                                  </u>	
			13 万年の日標・再主させる小河川の検討    と試験 」	
			│ <u>と試験」</u> │ 「三番瀬周辺にある小河川のうち、再生	
			可能な河川を整理・検討し、汽水域、後背温地復三・自然急化機能の見上のエデリケ	
			湿地復元、自然浄化機能の向上のモデルケ	
			ースとして実験して行きます。 - キャーアルスは、タイの主体がお	
			また、再生に際しては、多くの主体が参	
			加できるよう努め、この実験を通して、自	
			<u>然再生の体験やノウハウの蓄積を図りま</u>	
		* 追加に伴い【施策の体系図】に追加。	<u>す。」</u>	

その他	第1節、第2節、第4節の全体として、「三番瀬再生計画検討会議」(円卓会議)の「河川・流域ワーキング」でとりまとめた「三番瀬再生のための『水循環の再構築計画』」の 表1『三番瀬の再生』のための『水循環の再構築』の方向性(中・長期的視点) および 「三番瀬再生」にとっての『水循環再構築』の方向性 が整理されているので、2つの表を参考資料として「再生会議」の説明時に添付する。		
4 節全体	付 帯 意 見	水循環系の再生等にあたっては、海から の視点や海への効果を視野に入れ、対策を 推進すること。	全員一致
		排水対策の推進にあたっては、発生源近くで処理することが望ましいという考え方を念頭に置きながら、汚濁負荷量の削減を図ること。(三番瀬の環境から考えた削減方法の最適化や、生物の浄化能力の活用も検討する。)	全員一致
		下水高度処理水の再利用や排水処理にか かる技術・方法の検討を行うこと。	全員一致
		真間川流域においても、水循環系の再生 (湧水の保全と再生)を積極的に推進する こと。	全員一致



# 表1. 『三番瀬の再生』のための『水循環の再構築』の方向性(中・長期的視点)

	三番瀬の再生の方向性 水循環の再構築の基本的考え方			
	<u> </u>		三番瀬への土砂流入	(土砂流入の優先順位)
	1.潮間帯(干潟・浅瀬)の再生	[2] 土砂の供給		1.河川からの自然の土砂の流入
			江戸川水系からの	2. 流入した土砂の利用
			土砂を基本とする	3.水系からの土砂の持込み
		A STATE OF THE STA	三番瀬への淡水供給	(淡水流入の優先順位)
		[3] 淡水の供給	甘土めには勿理よる	1.江戸川からの流入
			基本的には処理水の 直接流入を抑え良質な	2.旧江戸川からの流入 3.湿地や近自然化された河川を通した流入
			国技派八を抑え良員な 河川水を導入してN〈	4.処理水は塩素や窒素、温度に問題があ
			月川小と等八してい	るので直接三番瀬には流入をできるだけ避ける
.海と陸との連続性	2.後背湿地の再生		湿地の再生	1.海と陸が連続した海岸線、水の流れ
		[5] アシ原・塩生湿地の植物の再生	海と陸の連続(海岸、	2.河口干潟の発達、河川部の干潟化
			河川)	3.まちづくり、市街化調整区域での配慮
			土地利用のあり方の	4. 谷津田、斜面林の保全・再生、水田の湿地化
		[6] 内陸性湿地・小河川の再生(水路、遊水池の再生)	検討が必要	5.河川、用水路の再自然化
			行徳内陸性湿地と 三番瀬の結びつけ	6. 氾濫区域の確保(調節池や遊水地、水田) 7. 暗渠の開渠化、水みちとしての活用
			護岸・地下水、湧水	1.海と陸の連続性の再生(自然の海岸のつながり)
		  (7)  護岸の改善(浸透性·多孔質、自然素材)	海と陸との水の流れの	2.海岸の護岸の改善(自然素材の活用)
	3.水循環の回復	(7) 股件以及自(及及任 夕10英( 自然系列)	確保	3.河川流域の自然素材の活用
			雨水浸透、湿地、氾濫	1.河川護岸の近自然化
		[8] 地下水・湧水の再生(雨水浸透の確保)	区域だけでなく、河岸	2.河川と地下水の関係の再生
			河床による地下水との	3. 氾濫区域の確保による浸透
			水の交流の回復	4.雨水の浸透・利用施策
			保水力、浸透性の向上	5.湿地の再生  6.森の再生、河畔林、グリーンベルトの構築
			水循環の再生	1 . 森の再生、河畔杯、ケリーンベルドの構築
		  [9]  水循環の再生(流域全体での水循環·物質循環·水質の改善)	自然の水循環のメカニ	2.河川の再自然化(地下水、湿地との関係の再生、
		( ) Strategy   Section   S	ズムを取り戻す	氾濫区域、堰のあり方の検討)
			流域全体の土地利用	3.湿地の再生(水田の活用、遊水地)
			のあり方がポイント	4.水利用のあり方の再考
			自然浄化作用の強化	5.雨水の浸透、利用
<b>と物紙が理控の夕塔州</b>	4 夕ばれ海ば漂焼の同復	(43) 海北域の同復(信誉的 海工具の河川北の流)	生態系の連続性	1.汽水 淡水 海水の連続性の確保
生物種や環境の多様性	4.多様な海域環境の回復 (多様な魚種が生活史を	[13] 汽水域の回復(恒常的、適正量の河川水の流入)	生態系としての連続性	2.水の道の連続性 3.洲やワンド、瀬、ふちの再生
	(多様な無性が主角丈を) まっとうできる環境の回復)		と多様性の再構築	4.河川の水質の改善
	ようこうことも場究の自長)		こが依任の行情来	5.生物の生活史、地域のかつての生物相の調査
			負荷量の削減	1 . 生活系負荷の削減
.環境の持続性・回復力	5.悪化した水環境の改善	- (15) 青潮(貧酸素水塊)の解消		2.水利用の合理化と節水
		(汚濁負荷の低減、下水処理の再考)		3. 東京湾全体での取り組み
.漁場の生産力			自然浄化の強化	1.河川、湿地の再自然化による浄化作用の強化
			下水道のあり方	1.合併処理浄化槽の普及
			基本的に発生源に近い ところで処理する方向	2.ト水処理の局度化  3.処理水の河川、湿地、水田への還元
			こころし処理する万円	3.処理小の河川、湿地、水田への遠元  4.塩素処理の改善
			河川水流入による	1.江戸川からの淡水流入
		[16]波·流れの回復(河川水流入による)	海水運動の活発化	2. 境川からの旧江戸川からの淡水流入(案)
				3.浦安の第二湾岸予定地に運河を作る(案)
				1.中小河川の流量の増加
		[17] 流入河川の再生(中小河川·排水路の水質改善)	あてる	2.中小河川の近自然化
			流量の確保	3.暗渠の開渠化、処理水の有効活用
			土地利用、街づくりでの 水みちの形成	4.用水路の自然化
			小のりの形成	5.まちづくりでの水みちの形成

### 全体又は1章に関する意見

節名	事業名	意見等の対象部分	意見等	グループ内意 見の一致状況
全体の		事業計画が具備すべ	このたびの事業計画が、基本計画及び円卓会議提案から導か	
構成な		き要件と、その欠如点	れたものであるのなら、そこでの記述との対比整合を示すべき。	
どに対			事業計画の中の「第一次事業計画の目標」の欄の記述が、事	
する意			業メニューの羅列もしくはやることの並列のみで、達成目標が	
見			書かれていない。	
			このたびの事業計画が、第一次計画(おおむね5カ年)とさ	
			れていることから、その期間に何をするのかの概要記述は各節	
			毎に必要。各節毎の個別の事業が早く終わったり期間が伸びた	
			りするときにどう対処するのかは、この一次計画の概要の記述	
			に沿って対処されることになる。第6節・第8節などでは記述	
			そのものが欠落している。第6節では、個別の事業についての	
			記述ができないのであるなら、「これこれの努力をし、これこれ	
			の条件が整ったらこれこれの事業を検討する。」といった旨の方	
			針記述でもよいので、必要。	
		事業が多岐にわたる点	種々の主体が種々の努力をすることを、県の視点で事業計画	
		への配慮	として束ねようとしているなら、個々の事業計画の記述には、	
			「誰が誰と協力して」および/または「協議会を設けて誰々	
			と相談しながら」実施するのかの記述が必要。他者の事業を県	
			が行うような記述(印象)は避けるべき。	

第1章事業計画全体		入れる。 事業計画 P 5 の図、「基本計画に掲げる再生の目標」はタイトル だけなので、内容が読み取れる工夫が必要(基本計画で達成し ようとしている内容やイメージが読み取れない)。	
第 2 節	第1次事業計画の構成と事業の時間軸整理	「表 事業の時間軸の整理」P2 「継続的事業」 継続的事業は必ずしも三番瀬の再生を意識して作られた物だけではないので、「計画期間内は継続し、『三番瀬の再生に寄与する視点で検討・』充実させて実施するもの」の『』部分を挿入。 『*計画期間内でも、関係機関との協議・調整が整ったもの、科学的知見の蓄積によって事業化が可能になったものについては、事業の追加、内容の充実を行います。』を枠下に追加。	
		基本計画の目標を達成するために必要な方向性や施策の全体、 プロセスがあり、今回の事業計画の実施によりどの部分が達成 され、次のステップとして何を実施していくのかの方向性やプロセスが分かるものが必要(基本計画のP8、参考図「三番瀬の再生の方向性」のような図)。そうしないと基本計画の目標に 対する事業計画全体の評価そのものができない。	

第3節	第1次事業計画にお	1 三番瀬の自然再生のための具体的施策	
	ける主な取組み	基本計画の中の「土砂供給の回復(土砂収支の改善)」というキ	
		ーワードが欠けている(事業計画、第2章「第1節干潟・浅海	
		域」P 6 に記述されている)ので追加。「土砂収支の改善は三番	
		瀬の再生に重要なことだが、基礎調査、科学的・技術的知見が	
		充分でないので、本事業計画では基礎調査や知見の収集に努め	
		ます」の意味を追加。	
第3節	第1次事業計画におけ	基本計画のように主な取組の前に計画目標を持ってきた方がわ	
	る主な取組への意見	かり易いと思います。従って、第3節を第4節と入れ替えます。	
	(第3節の第4節への	第3節1~4では、基本計画の5目標を整理した形で重要で具	
	繰り下げについて)	体的な施策が打ち出されているからです。	
	1 三番瀬の自然再生	「自然再生のため」とすると、後の2~4との重なりが出てき	
	のための具体的施策	てしまいます。目標の文言を出し、何の対策なのか示した方が	
	について表現の修正	よいと思います。よって、1を「生物多様性と海と陸との連続	
	と内容の修正	性を確保するための具体的施策」とします。	
		この見出しの次の2行目から3行目を誤解のないように次のと	
		おり修正します。「・・・していくためには、三番瀬海域の海水	
		浄化が基本となります。」次いで基本計画にあるように「浄化力	
		と豊かな生態系を有する泥干潟を保全し」を「多様な塩分濃	
		度・・・」の前に挿入。「・・・環境の創出」の後を「海と陸と	
		の自然のつながり海側の干出域と対応した後背湿地の創出が必	
		要です。」とします。海と陸双方からの自然再生が「計画案」に	
		あるからです。	

本ページ(2頁)下から3行目「・・・その実現のため・・」の次に「計画案にある陸地、河川の自然湿地の再生について」を挿入します。  2 人と自然の共生を実現するための具体的施策の内容修正 表題の次の1行目「・・・自然であり自然環境の保全と再生」のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。)同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善や海域環境の改善()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河			
を挿入します。  2 人と自然の共生を実現するための具体的施策の内容修正 のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。)同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。  3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		本ページ(2頁)下から3行目「・・・その実現のため・・」	
2 人と自然の共生を 実現するための具体 的施策の内容修正 表題の次の1行目「・・・自然であり自然環境の保全と再生」 のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を 挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		の次に「計画案にある陸地、河川の自然湿地の再生について」	
実現するための具体 的施策の内容修正 のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。)同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様にも地海域環境の改善 ()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		を挿入します。	
的施策の内容修正 源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を 挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態 系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種 ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修 正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河	2 人と自然の共生を	表題の次の1行目「・・・自然であり自然環境の保全と再生」	
挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河	実現するための具体	のように保全を挿入する。4行目「このため」の次に「水産資	
系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種 ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要があ る。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修 正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生 態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新 しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改 善りと改善の傾向にありますが、海老川など流入河	的施策の内容修正	源も生態系を構成する要素となっていることに留意しつつ」を	
プリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要がある。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善や海域環境の改善()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		挿入する。(水産基本法2条、17条のように水域の環境や生態	
る。) 同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善や海域環境の改善()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		系の保全を考慮せずに持続可能な漁業は成り立たない。有用種	
同じ行「漁業者との連携」を「漁業者及び市民との連携」と修正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様にもか海域環境の改善、)と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		ノリ、アサリだけに限定された漁業の振興は見直す必要があ	
正する。 次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改善表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善きや海域環境の改善()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		<b>る。</b> )	
次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改 表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善きや海域環境の改善 ( )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		同じ行「漁業者との連携」を「漁業者 <u>及び市民</u> との連携」と修	
態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。 7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改 表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善や海域環境の改善()と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		正する。	
7行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新しい振興策を図ります。」に修正。 3 流入河川の水質改 表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に善きで海域環境の改善 ( )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		次行「・・・漁場環境の改善策については水域の環境条件、生	
しい振興策を図ります。」に修正。  3 流入河川の水質改 表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に 善きや海域環境の改善 ( )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		態系に十分配慮して取り組む・・」と修正。	
3 流入河川の水質改 表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に 善や海域環境の改善 ( )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		7 行目は「・・・を実施することとし、併せて三番瀬漁業の新	
善や海域環境の改善)と改善の傾向にありますが、海老川など流入河		しい振興策を図ります。」に修正。	
	3 流入河川の水質改	表題の下、7行目より「三番瀬の水質はこの10年間、同様に	
	善や海域環境の改善	( )と改善の傾向にありますが、海老川など流入河	
┌────────────────────────────────────	を図るための継続	川からの流入負荷を減らす必要があります。」を挿入。	
的、広域的な施策に(、 )内は改善COD数値を記します。三番瀬海域のC	的、広域的な施策に	( )内は改善COD数値を記します。三番瀬海域のC	
ついての修正と意見 ОD基準値8は再生事業の評価基準地として用いない方がよい	ついての修正と意見	OD基準値8は再生事業の評価基準地として用いない方がよい	
と思う。		と思う。	

	4 三番瀬の自然環境 のモニタリング等に ついて表題及び内容 の修正	1「三番瀬保全・再生のための順応的管理とモニタリング等」 とモニタリングの目的を明示します。 2 表題の下4行目に「特に保全海域とされている猫実川河口 域は護岸改修工事による影響を受けるため、事前の現況把握か らモニタリングの重点実施地域とします。」を挿入。
第 4 節	第1次事業計画の目標 について (第4節の第3節繰り 上げと内容の修正)	2 表題の下3行目に「この目標の達成状況を判断する指標と して三番瀬海域(特定st.カ所)における海水浄化度(又